

土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託」の受注候補者の公募型プロポーザル方式による選定について、提案者の創造性、企画力及び業務経験等を適正に審査し、本業務の内容に最も適した受注者を選定するため必要な事項を定める。

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託

(2) 業務の目的

土庄町では、地域主体の持続可能な町の実現に向け、町の魅力や利便性向上を図り、計画的で一体的な町の整備や広域連携による機能補完を行い、人口密度の維持や移住定住につなげていくことを目的に令和5年度に立地適正化計画を策定した。

立地適正化計画では、まちなかでの3つの重点プロジェクトと1つのリーディングプロジェクトを掲げ、土庄港からエンジェルロードまでの区間を将来的に滞在快適性等向上区域として位置付け、「魅力向上」、「にぎわい創出」、「居住利便性の向上」、「防災対策」などの方向性を示すとともに、具体的な施策や取組を示している。

これまで、立地適正化計画に基づき、対話集会や歩行者天国などを行い、住民参加の機会創出や、公共空間を活用した社会実験などのLQCアプローチによる、地域のまちづくりに対する機運醸成を図ってきた。

しかしながら、現状では、行政を含めた関係団体は、それぞれの目的のもと個々に事業活動を展開している状況にあり、地域主体の持続可能なまちづくりに取り組むという意識づけに課題がある。

地域主体の持続可能なまちづくりを効果的・持続的に展開するためには、行政と民間等の連携によるまちづくりの体制を整える必要があり、その意義や有用性について関係団体に十分に理解を図り、同じ目標に向かって活動していく必要があることから、企画提案能力や事業全体のマネジメントなど本業務に係る総合的な支援が可能な事業者を公募型プロポーザルで選定し、「官民連携まちづくりエリアプラットフォーム」を構築するものである。

(3) 業務の期間

契約の日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 業務の区域

土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）

別紙1（官民連携まちなか再生推進事業の事業エリア）のとおり

※業務の中で区域が変更となる場合は、協議のうえ決定する。

(5) 業務の内容

仕様書のとおり。

ただし、仕様書を基本として想定するが、契約する業務内容は本プロポーザルにより選定された者と提案内容を踏まえた協議のうえ決定するものとし、提案者において、本業務の目的を鑑みて必要と考えられる業務があれば、追加・補正して提案することも可能とする。

(6) 成果品

仕様書のとおり。

2. 提案限度額

¥5,995,000（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

当該契約年度の土庄町入札参加資格者名簿において、次の表に掲げる業種に登録されていること。

業 種	建設コンサルタント
種 目	都市及び地方計画

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 本件公告の日から本業務委託契約締結の日までの間において、土庄町から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申し立てをしている者若しくは、再生手続開始の申し立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申し立てを受けた者を除く）、または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者若しくは更生手続開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 役員または使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 または第 198 条の規定に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者。
- (6) 納税義務である税を滞納していない者であること。
- (7) 令和 2 年度以降、本業務と同種業務を行った実績を有すること。

【同種業務】

- ・官民連携都市再生推進事業制度要綱（令和 6 年 12 月改正）第 2 条第 2 項第一号から第四号に掲げる事業
- ・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条に基づく、立地適正化計画の作成

- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4. 選定スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公表、公告	令和 7 年 5 月 1 2 日（月）
参加意向申出書の提出	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）
参加資格要件の確認通知	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）までに随時発送
質問書受付	令和 7 年 5 月 2 3 日（金） から令和 7 年 5 月 2 9 日（木）まで
質問書回答	令和 7 年 6 月 4 日（水）
企画提案書及び誓約書の提出	令和 7 年 5 月 2 3 日（金） から令和 7 年 6 月 1 0 日（火）まで
1 次審査（書類）	令和 7 年 6 月 1 1 日（水） から令和 7 年 6 月 1 6 日（月）まで
1 次審査結果の通知	令和 7 年 6 月 1 7 日（火）発送予定
2 次審査（ヒアリング）	令和 7 年 6 月 2 4 日（火）予定
審査結果の通知	令和 7 年 6 月 3 0 日（月）発送予定
契約予定時期	令和 7 年 7 月上旬

なお、各種様式は、土庄町ホームページからダウンロード可能

5. 事務局及び資料提出先

事務局	土庄町建設課
参加意向申出書及び質問書提出先 (電子メールまたは郵送または持参)	t0815@town.tonosho.lg.jp
企画提案書等提出先 (郵送または持参)	〒761-4192 香川県小豆郡土庄町湍崎甲1 4 0 0 番地 2

なお、持参での受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時まで

6. 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

- ① (様式1) 参加意向申出書
 - ② (様式2) 企業実績
 - ③ 参加資格が確認できる関係書類の写し 一式
 - ④ 企業実績が確認できる資料
- ※『② 企業実績』に記載した実績が確認できるもので、一般に公開されている図書等があれば、『① 参加意向申出書』にチェックのうえ、「自己評価の最も高い実績」の成果がわかるものを提出する。(ない場合は、チェックのうえ提出不要。)

(2) 提出部数 ①から④を各1部

7. 参加資格要件の確認の通知

参加資格が確認できた者には、確認でき次第、随時電子メールにて確認通知を送付する。
参加資格が確認できなかった者には、確認できなかった旨の通知を送付する。

8. 質問書の受付及び回答

(1) 質問方法

本書等の内容について疑義のある場合は、(様式3) 質問書を用いて、電子メールで行うこととし、電話や窓口での質問には応じない。

(2) 回答方法

電子メールにて、参加者全てに対し回答する。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類の作成

公募型プロポーザル説明書(以下、「説明書」という。)を熟読のうえ作成すること。

(2) 提出書類

- 1) 企画提案書等
説明書のとおり。
- 2) 会社概要(パンフレット等)

(3) 提出部数

- 1) 企画提案書等：説明書のとおり。
- 2) 会社概要：1部

(4) 提案にあたって

下記関係資料を必ず確認し、経緯や内容を踏まえたうえで、提案すること。

① 第7次総合計画

<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/2/sogokeikaku.pdf>

② 第2期土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略

<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/2/sennryaku.pdf>

③ 第2期土庄町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/2/kjinkou.pdf>

④ 土庄町都市計画マスタープラン

<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/6/tonoshotyoutosimasu0415.pdf>

⑤ 土庄町立地適正化計画

<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/material/files/group/6/rittitekiseikakeikaku.pdf>

⑥ 小豆島地域公共交通計画

https://www.town.shodoshima.lg.jp/material/files/group/6/honpen_koutuukeikaku.pdf

10. 企画提案書を特定するための審査と評価基準

審査は、土庄町が設置するプロポーザル評価委員会において、以下に掲げる審査項目により実施する。

(1) 1次審査（書類）

評価合計が、上位3社程度を2次審査対象者として選定する。

(2) 2次審査（ヒアリング）

企画提案書等の内容について、提案者によるプレゼンテーションを受け、事務局及び評価委員によるヒアリングを実施し、審査を行う。

なお、1次審査の点数は、2次審査に引き継がれるものとする。

1次審査の項目と評価基準

審査の項目	評価基準
基本事項	・資料が過不足なく適切に提出されているか
技術者実績 ・管理技術者 ・担当技術者	・技術者資格（技術士、RCCM等本業務に関連する資格）を有しているか ・同種業務の実務実績があるか
業務実施体制	・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確不自然でないか
特定テーマに対する提案	・各設問の整合がとれているか ・工程計画や業務量との整合がとれているか ・業務の目的やこれまでの経緯等を適切に把握し、課題を的確に捉え、業務の目的達成のために効果的かつ実現性の高い提案か など
業務実施方針	・業務目的や内容を適切に理解しているか ・工程計画と業務量が適切で実現性があるか

2次審査の項目と評価基準

審査の項目	評価基準
技術力	・提案書の内容を補完し、業務の目的達成のために必要な技術力があると認められるか
取組姿勢	・業務に対する熱意、取組意欲が感じられるか ・住民や事業者、大学、行政など本業務における関係者二ーズの適切な把握と協力体制を構築しているか
コミュニケーション能力	・説明が分かりやすく説得力があるか ・業務における円滑なマネジメント、柔軟な対応が期待できるか

2次審査（ヒアリング）について

- (1) 提案の説明は20分程度とし、その後15分程度の質疑を行う。説明に用いる資料は、提案書または提案内容を説明するスライド投影（パワーポイント等）のみとし、新たな資料の提出は認めない。
- (2) 会場、時間等の詳細については、2次審査対象者に対し、1次審査結果の通知の際にあわせて通知する。

1.1. 候補者の選定

評価委員会が、前記10の審査項目に基づき、審査結果を総合的に評価し、評価合計点が第1順位の提案者を委託先の第1候補者として、第2順位の提案者を委託先の第2候補者として、それぞれ選定する。

なお、提案者が1社の場合の審査は、評価合計点が全評価委員の配点総計に対して6割以上獲得している場合、委託先の第1候補者として選定する。

1.2. 審査結果の通知

審査結果は、メール及び書面にて通知する。

1.3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金の納付については、土庄町契約規則（昭和45年規則第6号）による。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 契約等について
 - ・審査の結果、評価合計点が第1順位の提案者を委託先の第1候補者として選定したうえで、委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、土庄町及び第1候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
 - ・本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的とし、土庄町は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (5) 土庄町は、本プロポーザルに参加する意向を表明した者及び提案書を提出した者の商号または名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を公表することができるものとする。
- (6) 本プロポーザルに要するすべての費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本プロポーザル実施において提出した書類に、虚偽の記載をしたことが判明した場合は、提案資格並びに選定結果を無効とする。
- (8) 本プロポーザルにおいて提出された書類は、返却しない。なお、提出された書類については、本業務の目的以外で使用することはない。また、選定され候補者となった者の提案書等を公開する場合は、事前に同意を得るものとする。
- (9) 提案書等の提出後は、原則として提案書等に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、土庄町の承認を得なければならない。
- (10) 応募に当たり、業務上知り得た情報、資料等の秘密を第三者に漏らし、自ら使用してはならない。